

平成 25 年度 第四回
京都府介護支援専門員専門研修・
実務経験者更新研修【専門研修〈課程Ⅱ〉】開催要綱

1. 趣 旨

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講が課されることとなりました。定期的に研修受講の機会を設け、介護支援専門員としての必要な知識及び技術を改めて習得し、専門職として能力の保持・さらなる向上を図ることを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成 18 年 6 月 15 日付 老発第 0615001 号)」に基づき開催します。

2. 主 催 京都府

3. 実施団体 社団法人 京都府介護支援専門員会

4. 受講対象者 次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程(3 日間)に参加できる方
※ご自身が

- (1)「1 回目の更新研修対象者」になるのか？
- (2)「2 回目の更新研修対象者」になるのか？
- (3)「現任研修対象者」になるのか？

下記を必ずご熟読の上ご判断いただき、お申込みください。

※詳細は、「1. 趣旨」にあります厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成 18 年 6 月 15 日付 老発第 0615001 号)」をご覧ください。

(1)更新研修対象者

介護支援専門員証の有効期間が平成 26 年 12 月 31 日までに満了し、その有効期間中に介護支援専門員として実務に従事、又は実務に従事していた経験を有する方(実務経験の期間の長短は不問)

※更新手続きを行うためには、専門研修〈課程Ⅰ〉、〈課程Ⅱ〉をいずれも修了することが必要です。

※専門研修〈課程Ⅰ〉・〈課程Ⅱ〉は、どちらを先に受講するかは順番は問いません。

(2)2 回目の更新研修対象者

介護支援専門員証の有効期間が平成 26 年 12 月 31 日までに満了し、その有効期間中に介護支援専門員として実務に従事、又は実務に従事していた経験を有する方(実務経験の期間の長短は不問)であり、実務経験者としての更新が 2 度目になる方

※1 回目の更新を実務経験者として行った方は、〈課程Ⅱ〉を修了すれば更新手続きが可能です。

(3)現任研修対象者

介護支援専門員として実務に従事している者であって、就業後 3 年以上の方

◎専門研修〈課程Ⅰ〉を未修了であっても、受講することは可能です。

◎既に介護支援専門員証の更新をされた方も、現に実務に従事しており、就業後 3 年以上であれば、受講することができます。

※本研修は(1)(2)の更新研修対象者を優先いたします。また定員の関係上、受講できない場合があります。予めご了承ください。

※実務経験証明書の期間が通算 3 年以上必要です。

(続く)

<研修に関する問い合わせ・申込先>

社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階 TEL 075-741-7504 E-Mail: kensyu@kyotocm.jp

5. 研修内容

具体的な研修の実施の考え方、各課目の主な目的、内容等については、以下のとおりです。

なお、④から⑦の課目については、④⑤、又は⑥⑦のどちらかの組み合わせを受講していただきます。各組み合わせと研修コースは、以下のとおり対応しています(別添日程表参照)。

- ・ ④⑤(居宅系)→O,P,T,Z コース
- ・ ⑥⑦(施設系)→該当コースなし

研修課目	目的
①介護支援専門員特別講義	ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。
②サービス担当者会議演習	サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟する。
③介護支援専門員の課題	介護サービスとケアマネジメントの課題を踏まえ、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。
④「居宅介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。
⑤「居宅介護支援」演習	支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し、居宅サービス計画の作成に習熟する。
⑥「施設介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく施設サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。
⑦「施設介護支援」演習	生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設サービス計画の作成に習熟する。

6. 総 定 員 350 名 (開催会場により定員が異なります)

7. 研修期日・会場

詳細は別添の日程表・地図をご参照ください。

◇ O, P, T, Z の 4 コースより必ず第 2 希望まで選択してください。

8. 受 講 料 10,000 円

◇ 京都府収入証紙購入による支払いとなります。詳しくは受講決定通知送付時にお知らせいたします。

9. そ の 他

(1) 申込について

- ◇ 受講申込書に必要事項をすべて自筆でご記入ください。
- ◇ 介護支援専門員証(顔写真貼付のもの)を A4 サイズの用紙にコピーして添付してください。
- ◇ 社団法人京都府介護支援専門会事務局まで、必ず郵送にてご提出ください。
- ◇ 申込期限は、8 月 23 日(金) [必着]です。FAX での受講申込や書類不備、及び 8 月 24 日(土)以降の到着のものは、如何なる理由があっても受付いたしません。
- ◇ 実務経験証明書は、添付の様式を使用することとし、改変は認めません。一度ご提出いただいた証明書は今年度限り有効とさせていただきます。
- ◇ 受講申込書が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
- ◇ 手話通訳など配慮の必要な事項がある場合は、受講申込書の備考欄に予め記載してください。
- ◇ 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。また、介護保険法第 69 条の 39 の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。
- ◇ 申込書の記載不備については、受講が認められない場合があります。

(続く)

<研修に関する問い合わせ・申込先>

社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階 TEL 075-741-7504 E-Mail: kensyu@kyotocm.jp

- ◇ 日程詳細のコースについて「居宅」「施設」とありますが、どちらを選択されても更新手続きに影響はありません。ただし、「事例研究」に使用する事例は、各コースに則した事例となります。
- ◇ 「仮申込」(平成 25 年 2 月末：京都府実施)では、受講を受付できません。今回の申込書による「本申込」手続きが必須となります。
- ◇ 上記「仮申込」にて受講予定者数を集計したところ、想定数を大幅に下回る人数となりました。よって、第 4 回以降の日程において、コースを減らして開催いたします。第 4 回募集が平成 25 年度最終募集となりますので、お申込み漏れのないよう、ご注意ください。

(2) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用させていただきます。申込時にご提出いただいた書類の返却はいたしません。なお、参加者名簿に氏名・事業所名を記載いたします。

(3) 受講の決定について

第四回の受講決定通知・不可通知につきましては、各コース初日の 1 週間前までに届かなかった場合、下記事務局までご連絡ください。それ以前にお問い合わせいただきましても、結果についてお答えすることはできかねます。

(4) 昼食について

各自で予めご用意願います。(当会では昼食の斡旋等はいたしません)

(5) 研修の修了証書について

全ての課目を修了した方には、修了証書を交付します。一部課目でも欠席・遅刻・早退があった場合は、修了を認めませんので、ご注意ください。

(6) キャンセルについて

一旦支払われた受講料は、理由の如何に関わらず、一切返金いたしませんのでご了承ください。

(7) ご来場について

ハートピア京都には、駐輪場・駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

(8) 事例研究について

事前に課題の提出をしていただく必要はありません。

以上

<研修に関する問い合わせ・申込先>

社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階 TEL 075-741-7504 E-Mail: kensyu@kyotocm.jp